

# 第5章 医療提供体制の現状、 課題及び施策の方向

## 第1節 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

- 1 医療連携体制の構築
- 2 医療に関する情報提供の推進

## 第2節 疾病・事業ごとの医療提供体制の現状、課題及び施策の方向

- 1 がん
- 2 脳卒中
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患
- 4 糖尿病
- 5 精神疾患
- 6 救急医療
- 7 災害医療(災害時公衆衛生活動を含む)
- 8 感染症に対する医療[感染症予防計画]
- 9 地域医療(医師確保等によるべき地医療の体制確保)
- 10 周産期医療
- 11 小児救急を含む小児医療
- 12 在宅医療

## 第3節 外来医療に係る医療提供体制の確保[外来医療計画]

## 第4節 その他の医療提供体制の整備充実

- 1 緩和ケア及び人生の最終段階における医療
- 2 医薬品等の安全性確保対策
- 3 臓器等移植
- 4 難病等保健・医療・福祉対策

## 第5節 医療安全の推進

## 第1節 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

### 1 医療連携体制の構築

#### 【基本的な考え方】

- 各地域において、限られた医療資源の中で患者によりよい医療が提供されるためには、プライマリーから高次・特殊医療を担う医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携が重要です。
- 「医療法」により医療連携体制の構築が制度化されている、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、6事業（救急医療、災害医療、感染症に対する医療、地域医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築に取り組みます。
- 地域によっては、診療所医師の高齢化や後継者不足等のため一次医療の確保が課題となっています。高齢化の進展による医療・介護需要の変化を見据え、病院と診療所の役割分担や医療と介護の連携強化等、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築に向けて関係者との議論を進めます。
- 二次医療圏・県境を越えた医療連携の具体的な取組を、地域の実情に応じ推進していきます。
- 「地域医療介護総合確保基金」を活用し、平成28(2016)年10月に策定した「島根県地域医療構想」（第4章参照）を踏まえ、関係者の合意に基づく医療機能の分化・連携に取り組みます。
- 「島根県ICT総合戦略」に基づき、迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有にICTを活用し、医療機関間の連携の強化を推進し、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる医療提供体制を確保します。
- 平成25(2013)年1月に運用を開始した「しまね医療情報ネットワーク（愛称：まめネット）」は、医療機関や介護施設が医療情報等を共有し、患者・医療機関等の負担を軽減するとともに、地域医療の安定的供給、医療の質の向上などに寄与しています。

## 【現状と課題】

- 地域医療構想に基づき医療機関の機能分化と連携を進めるための「地域医療構想調整会議」が、各二次医療圏に設置され、これまでに圏域の合意が得られた取組に対し、「地域医療介護総合確保基金」を活用し支援を行っています。
- 医療機関の連携を推進するため、平成 27(2015)年の医療法の一部改正により、複数の医療法人等が参画して法人をつくり、医療機関や介護施設等を統一的な方針の下で一体的に運営できる「地域医療連携推進法人制度」が創設され、県内では 2 つの法人（江津メディカルネットワーク、雲南市・奥出雲町地域医療ネットワーク）が認定されています。
- 疾患・病状によっては、二次医療圏を越えた医療連携体制を構築していくことが必要です。特に、ドクターヘリ等によって患者の広域搬送が行われており、広域搬送された患者が、搬送先の病院において容態が安定した後、より身近な地域で治療が受けられるよう医療連携体制の構築を図ることが求められています。
- 「地域連携クリティカルパス<sup>3</sup>」については、急性期を担う病院が中心となり、回復期、慢性期を担う医療機関との連携会議が開催されています。
- 令和 5 (2023) 年 10 月末現在、「まめネット」には 1,004 の医療機関が参加しており、また参加同意済証である「まめネットカード」の発行枚数は、72,241 枚となっています。
- 同月 1 か月間の医療機関間の診療情報の共有は 5,151 件、紹介状のやりとりは 826 件という状況であり、二次医療圏内はもとより全県における医療連携がさらに進むように取り組む必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築のため、平成 28(2016)年 4 月からは、「まめネット」において「在宅ケア支援サービス」の運用を開始し、診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護サービス事業所、ケアマネジャー等多職種による情報連携を支援しており、令和 5 (2023) 年 10 月末現在、432 の介護サービス事業所等が参加しています。
- 「まめネット」が安定的な運営を継続するためには、医療機関間の連携のみならず、介護サービス事業者や介護保険者との連携も推進し、利用率の向上を図ることが必要です。
- 令和 5 年 6 月 2 日に開催された「第 2 回医療 DX 推進本部」において「医療 DX 推進に関する工程表」が決定され、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の 5 点の実現を目指すこととしています。こうした国の動向等を踏まえながら「まめネット」の運営が求められています。

---

<sup>3</sup> 患者に対し、複数の医療機関の連携による切れ目のない医療を提供するための診療計画書のことを指します。

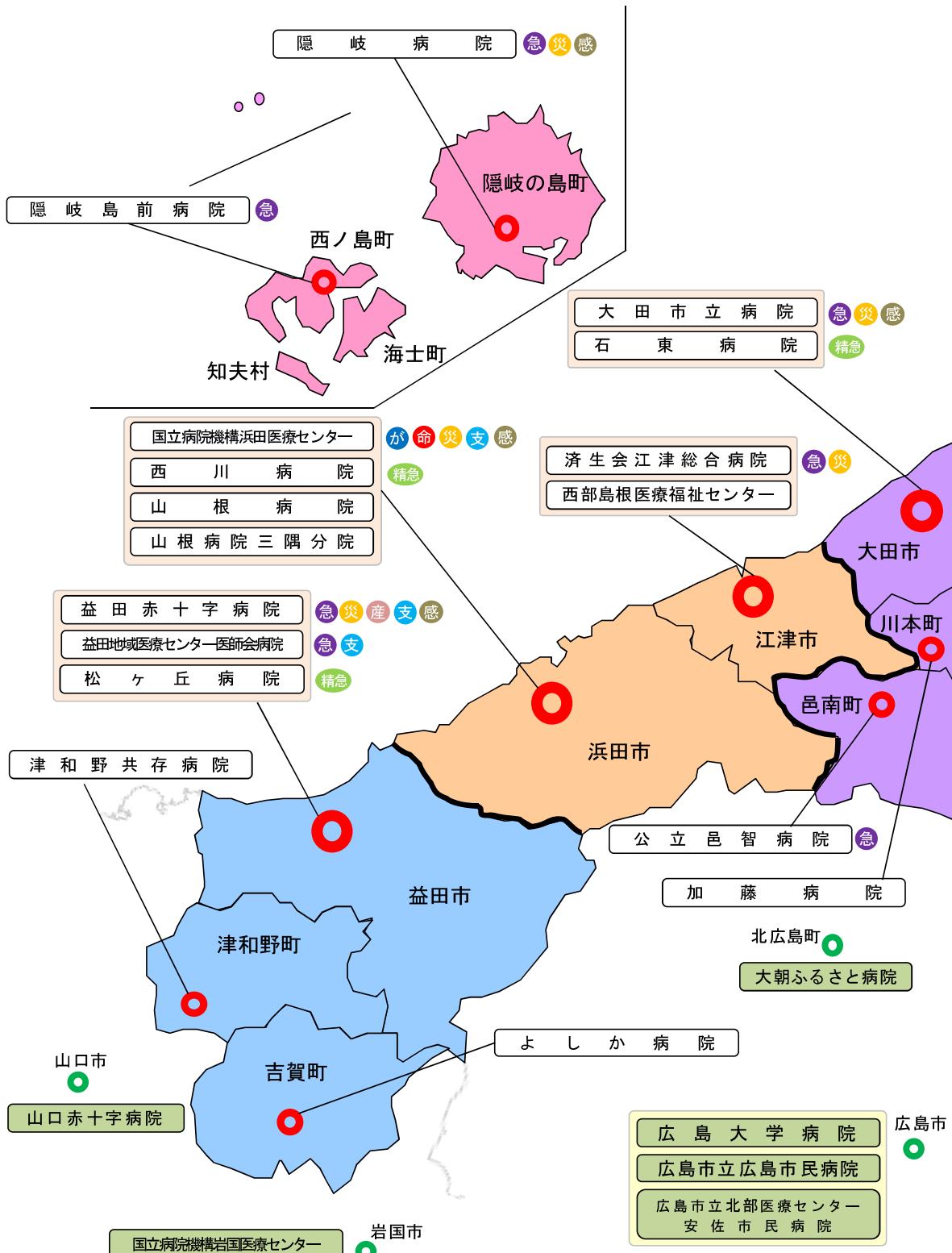
## 【施策の方向】

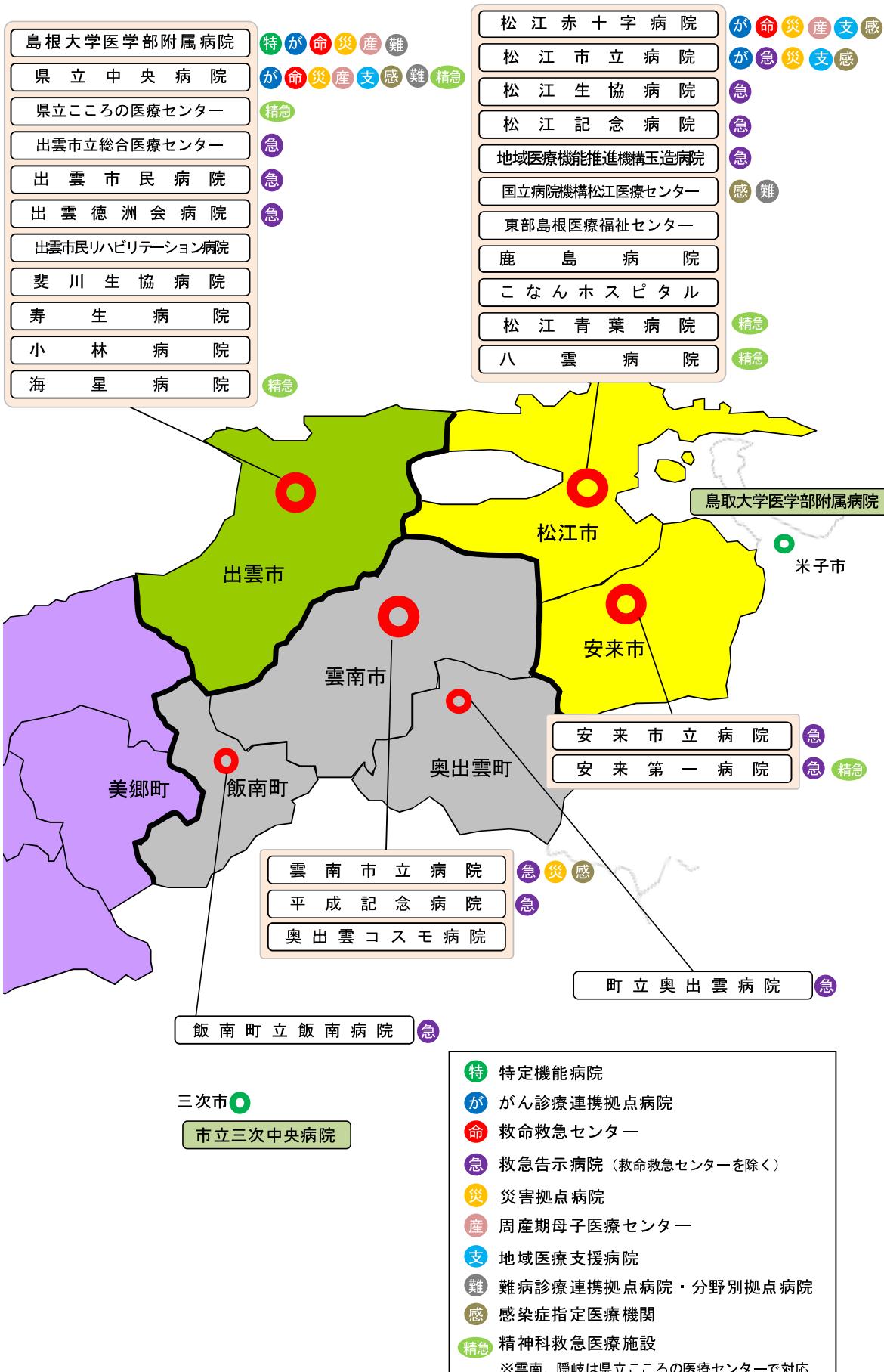
- ① 各二次医療圏で開催されている地域医療構想調整会議（保健医療対策会議及び同医療介護連携部会）等により、「公立病院経営強化プラン」及び「公的医療機関等2025プラン」で提示された内容等に基づき、将来に向けた医療機関間の連携と役割分担の在り方について検討を進めます。
- ② 「地域医療介護総合確保基金」を活用し、関係者の合意に基づく医療機能の分化・連携に向けた病床転換等の施設設備整備、それに関連した人材の確保や関係機関の連携による地域の課題解決の取組を推進します。
- ③ 行政、医療機関、医師会等が連携し、地域の医療の現状と課題や各二次医療圏（構想区域）が目指す入院医療及び在宅医療の在り方について、住民に対し適切な情報提供と啓発に取り組みます。
- ④ 二次医療圏外・県外の医療機関と市町村や消防機関等との連絡会議の開催や、ドクターヘリ・防災ヘリを活用した広域的な搬送体制を確立することにより、二次医療圏・県境を越えた医療連携に取り組みます。
- ⑤ 限られた医療資源を効率的・効果的に活用し、医療機関や介護事業所等との連携を強化して地域包括ケアシステムの構築を進めるためにも、「まめネット」のさらなる医療機関等への普及と多くの県民の参加促進を図ります。

このページは空白です。

## 島根県における医療連携体制

※この図には、島根県の全病院（令和6（2024）年3月現在）及び5疾患6事業及び在宅医療で医療連携体制を取っている県外の病院を掲載しています。





## 2 医療に関する情報提供の推進

### 【基本的な考え方】

- 診療記録等の診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上、医療の透明性の確保、患者の自己決定権、患者の知る権利の観点などから、積極的に推進する必要があります。  
また、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医療従事者の診療情報の提供等に関する役割や責任を明確にしていく必要があります。
- 患者と医療従事者が共同して疾病の克服を図る患者参加型の医療を実現するためには、患者自身にも、医療の当事者としての主体的な受診姿勢が求められています。
- 患者やその家族、県民に対し、情報提供の手段を明確にし、医療機関、助産所、薬局の情報が提供されることによって、適切な医療が選択できるようになりますます重要となってきています。
- 医療機関が住民に提供する広告について、患者等の適切な医療機関の選択に資するよう、客觀性・正確性を確保します。

### 【現状と課題】

- 平成 15(2003)年 9 月に「診療情報の提供等に関する指針」が厚生労働省から示されました。  
また、日本医師会において平成 11(1999)年に「診療情報の提供に関する指針」が策定され、原則的に患者本人に診療記録を開示するという方針が示されたのをはじめ、日本歯科医師会や日本看護協会などの医療従事者の団体や医療機関の団体などにおいても診療情報の提供に関する指針が策定され、これらの指針に基づき、診療情報の提供が行われています。
- 平成 19(2007)年 4 月より、患者に対する情報提供を推進し、患者の医療に関する選択に資するため、都道府県による「医療機関、助産所、薬局の医療機能の情報提供制度」が義務化されています。
- 県では、平成 20(2008)年度に「島根県医療機能情報システム」を開始し、医療を受ける住民が、医療機関、助産所、薬局の選択を適切に行うための情報を各機関から収集していますが、令和 6 (2024)年度からは、このシステムが「医療情報ネット」に統合され、例えば県境の住民が複数の都道府県のシステムを閲覧せずに済むなど、利便性が向上します。また、情報についての質問・相談には「医療安全支援センター、各保健所医療安全相談窓口」で対応しています。
- 医療広告について、平成 19(2007)年 4 月 1 日から客觀性・正確性を確保し得る事項については、その広告できる内容が幅広く認められるなどの制度改正がありました。  
一方で不適当な広告は健康被害を誘発し、平成 29(2017)年の医療法の一部改正により医療広告規制が見直しされたこともあり、適切な対応が課題となっています。  
また、医療機関のウェブサイトについては、これまで医療法上の広告とは見なされていませんでしたが、平成 30(2018)年 5 月に医療広告ガイドライン（平成 30 年 5 月 8 日付け

医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知) の見直しが行われ、ウェブサイトに掲載されている情報も他の広告媒体と同様に規制の対象となりました。

- 県内に在住、または観光等の目的で来訪する外国人が増え、医療機関で受診する機会も増えつつあり、一部の医療機関では多言語の問診票や自動翻訳アプリケーション等を活用し対応されています。

## 【施策の方向】

- ① 地域医療を守る住民組織、患者サロンを含む患者団体、医療従事者の団体や医療機関等が、住民や患者に対して行っている医療に関する情報提供の取組を支援します。
- ② 全ての医療機関に年 1 回、医療機能情報の報告を求め、医療を受ける住民が医療機関の最新情報を取得できるようにします。、
- ③ 「医療情報ネット」により、医療を受ける住民が医療機関、助産所、薬局の選択を適切に行うための情報をわかりやすい形で公表するとともに、情報についての質問・相談には「医療安全支援センター」等で対応します。
- ④ 医療機関、助産所、薬局において、「医療情報ネット」により公表した情報が閲覧できるよう医療法に基づく立入検査等の際に指導していきます。
- ⑤ 医療機関が住民に提供する広告に関する苦情・相談については「医療安全支援センター」等で対応するとともに、関係部署とも連携し、違法広告などについては適切な指導と対応に努めます。
- ⑥ 外国人が安心して適切な医療を受けられるよう、各医療機関において外国人患者の受け入れ環境整備が進むよう支援していきます。